

高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の不正防止計画

制定 令和5年6月27日

高知県工業技術センター最高管理責任者（所長）

この計画は、「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の管理・監査に関する基本方針」及び「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の運営・管理及び研究活動に関する実施規程」（以下「実施規程」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

1 責任体系の明確化

高知県工業技術センター（以下「センター」という。）所長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事を配置し、責任体系の明確化を図る。

2 研究者等の責務

- (1) 研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証可能性を担保できる方式で各構成員が保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- (2) 研究データの保存期限は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他の実情に合わせ、研究終了から原則5年を下回らない範囲で研究データ毎に各構成員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがあるものは、この限りでない。
- (3) 研究データの保存方法は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他の実情に合わせ、研究データ毎に各構成員が設定するものとする。

3 不正行為を発生させる要因の把握

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括するため、次に掲げる項目について常に留意し、不正行為の発生が予見される場合は、速やかにその状況を最高管理責任者に報告する。

- (1) 規程・規則等と実態との乖離。
- (2) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
- (3) 予算執行の特定の時期への偏り。
- (4) 業者に対する未払い問題の発生。
- (5) 研究費が集中している研究者の存在。
- (6) 取引に対する確認や記録の管理。
- (7) 同一の研究者における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究テーマで新規に取引を開始した業者への発注の偏り。
- (8) データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成、機器の保守・点検等、特殊な役務契約に対する検収。
- (9) 検収業務やモニタリング等の形骸化。

- (10) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理。
- (11) 復命書等での出張内容の把握や事実確認が行える体制。
- (12) 個人依存度が高い、又は閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境の有無。

4 競争的研究費等の適正な運営・管理活動について

- (1) 不正取引に関与した業者への対応について
高知県物品購入等関係指名停止要領による。
- (2) 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェック
 - ア 高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領による。
 - イ 備品導入に係る仕様の決定は、「高知県工業技術センター物品購入審査会規程」に従うものとする。
 - ウ センターで購入する物品の発注及び検認は総務課職員が行う。
- (3) 取引業者との癒着防止
 - ア 前年度まで2年連続して、センター全ての研究費における物品(消耗品及び備品)の年間取引額100万円以上、かつ取引回数20回以上の業者に対しては誓約書(実施規程様式第1号)の提出を求める。
 - イ 100万円以上の備品等、センター以外の総務事務センター等で行われる入札による発注、契約では、入札仕様書等で取引業者から誓約書(実施規程様式第1号)の提出を求めるものとする。
- (4) 旅費及び賃金執行における当事者以外の者によるチェック
高知県事務処理規則による。

5 モニタリングの在り方について

- (1) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する課において、構成員が研究費の運営・管理及び研究活動を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (2) 最高管理責任者は、内部監査員として研究当事者以外の者を指定し、指定された者は別に定める「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等に係る内部監査実施マニュアル」にしたがって内部監査を実施する。
- (3) 高知県監査委員監査及び高知県会計管理課会計検査による。

6 機関内外からの告発等の取扱い、調査体制について

「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の運営・管理及び研究活動に関する実施規程」により迅速に行う。